業務説明資料

1 件名

令和4年度 海外活力の取り込みによるオープンイノベーション・SDG s 推進に向けた国際プロモーション事業業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

3 履行場所

横浜市内並びに米州地域、欧州地域等

4 業務背景

横浜市は開港以来、海外の活力を積極的に取り込み、国際都市として発展してきた。人口減少や超高齢化の進行が日本経済に大きな影響を与えることが見込まれる中、横浜の持続的な発展のためには、都市としての本市の魅力を戦略的に海外に向けて発信し、世界からより選ばれる都市として海外活力の取り込みにつなげることか重要となっている。

これまで、本市では、都市開発、ビジネス、観光等の様々な分野において、海外に向けたプロモーション活動を行っており、海外企業の誘致や誘客、MICEの誘致などの取組を進めてきた。2011年から毎年本市が主催するアジア・スマートシティ会議では、持続的な都市プロモーション活動に取り組み、プレイス・マーケティング賞の経済開発部門賞(2019年)、C40 Cities Award 受賞(2016年)、リー・クアンユー世界都市賞特別賞(2014年)、ワールドスマートシティアワード都市部門(2011年)を受賞するなど、海外から、特にアジアの都市づくりに関わる国際機関や海外都市から、本市の持続可能な都市開発や脱炭素の取組について高い評価を得るに至っている。また、本市の4つの海外事務所(上海、フランクフルト、ニューヨーク、バンコク)においては、住みやすい環境、国内外とのアクセス性の高さ、大企業本社や大学などの研究開発拠点・優れた人材の集積に加え、海外企業に対するサポート体制、インセンティブ付与、イノベーション・エコシステムの形成に係る様々な政策的取組など、ハード・ソフト面で本市の優れたビジネス環境について、現地プロモーションを行っている。こうした取組が評価され、fDi Intelligence 社が実施する Global Cities of the Future 2021/2022 の FDI 戦略部門・Large Cities 区分において、第3位にランクインするなど、国際的都市ランキングにおいても、一定の評価を得るに至っている。

海外では、新技術によりイノベーティブなビジネスモデルや SDGs を念頭に置いた社会課題の解決を提案するスタートアップとそれらを包含するエコシステムが次々と生まれている一方、グローバル化により国境を超える人の移動が飛躍的に増加しており、そうした中で、スタートアップをはじめとする海外の優れた企業や人材からより選ばれるための国際的な都市間競争が激化している。例えば、World Cities Summit (シンガポール)や Barcelona Smart City Expo (バルセロナ)など、大型コンベンションの開催を通じて、開催都市の総合的な魅力について参加者に発信するなど、様々な取組が展開されており、本市としても、海外の活力を取り込んでオープンイノベーション・SD

Gsを推進し、持続的な成長を図っていくためには、本市の総合的な魅力を効果的に発信し、都市 ブランドを強化していくことが一層必要となっている。

5 業務目的

当事業は、これまでの海外事務所も含めた本市の取組や成果を踏まえ、より効果的な国際プロモーションを実施し、海外からの活力を取り込む好循環を強化し、「世界から集い繋がる国際都市・横浜の実現」を目指すものである。令和4年度は、海外からの企業や投資の更なる呼び込みを見据えて、米州地域、欧州地域におけるスタートアップ企業やその投資機関・成長支援機関(ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、政府機関などを想定。以下「支援機関」という。)及び競争力のある外国人材(※)をターゲットとして、横浜でビジネスすること、働くこと、生活することに価値や魅力を感じてもらい、実際の行動を促し、更には本市の魅力を共に発信していくことに繋げていくための国際プロモーションに注力する。

そのために、従来の本市の様々な取組や地域資源、又は国内外の主要都市での取組等に関する調査を踏まえ、本市の魅力や強みとなる要素の特定や、アイコニックなコンベンション開催など中長期的に実現すべき取組も含めた国際プロモーションの効果的手法に関する検証を実施する。また、これら調査・提言の内容も踏まえ、既に横浜に関わりのある海外スタートアップ企業やその支援機関及び競争力のある外国人材とのネットワーキング化を図り、全市的に国際プロモーションの機運を醸成するためのキックオフ・イベントを開催する。

※ ここで言う「競争力のある外国人材」とは、「『国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材』であり、『我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材』」(高度人材受入推進会議「外国高度人材受入政策の本格的展開を(報告書)」(平成21年5月29日)」(P4))であり、具体的には経済面や研究面での高い評価を基に認定される「高度専門職」の在留資格保有者が近いが、必ずしもこれに限定されず、芸術家やスポーツ選手、言論人、外交官や国際機関職員など、ある分野で著名度が高く、本市の国際性・先進性・多様性に大きく寄与すると考えられる人材も含まれる。

6 事業の成果指標

本事業では業務管理のために、下表の成果指標を設けている。本業務委託は下表の成果指標の一部を達成するために実施するものである。そのため、以下の指標を念頭に、7に記載の業務内容を遂行することが求められる。

本事業の成果指標	目標件数
国際プロモーション強化に係る調査・提言を取りまとめるため	計 20 者
のヒアリング相手数 (7(1)を参照)	市内関係者:10者
	海外関係者:10者
キックオフ・イベントのリアル参加者	100人(数日間にわたって開
	催する場合は延べ人数)

キックオフ・イベントのオンラインでの視聴数(オンライン上|1万人・回(数日間にわた にイベント開催後掲載するアーカイブ動画の視聴回数も含む)

ってライブ配信する場合は 延べ視聴人数を含む)

7 業務内容(実施内容)

委託者である、本市国際局国際連携課及び各海外事務所とも緊密に連携をしながら、以下の業務 内容を実施するものとする。また、別途発注する「令和4年度 海外事務所を活用したイノベーシ ョン・SDGs の推進事業業務委託」(業務説明資料は別添、以下「別委託業務実施事業」という。)に よる業務背景、業務目的等も十分に参照の上、同委託業務での実施事業と本件委託事業の具体的な 連携を図るものとする。

(1) 本市の国際プロモーション強化に係る調査・提言

受託者は、委託者と協議・連携し、米州地域、欧州地域におけるスタートアップ企業やその支 援機関及び競争力のある外国人材を主なターゲットとして、以下の要領で、本市の国際プロモー ション強化に係る調査を実施し、中長期的に本市として取り組む方向性について提言を行う。

ア 調査手法等

以下の観点を踏まえて調査を行うものとするが、受託者が持つ効果的な調査手法やツール、 ネットワークを活用して、これら以外の観点から、より多面的な調査を行うことを求める。

- ・本市(海外事務所を含む)が実施している国際プロモーションに係るコンテンツや手法に関 するこれまでの取組について、定量的・定性的な観点の両面から評価すること(関係者間で の議論の参考のために、Evoked Set (エボークトセット) 調査など、本市の都市ブランドを より多面的・体系的・客観的に分析できる手法を取り入れるとより望ましい)
- ・日本や海外の主要都市で実施している国際プロモーションの事例(特にコンベンションを用 いている事例)等を比較検討すること(具体的にどの都市をケーススタディするかについて は、委託者と協議して決定する)
- ・ターゲットに対するより効果的なアプローチを検討するために、受託者において提案し、委 託者と協議して選定した20者(市内関係者10者及び海外関係者10者)に対して、現状の本 市自体及び国際的プロモーション取組に対する評価や今後の取組の方向性についてヒアリン グを実施すること(受託者において別途モニタリング調査やアンケート等を補足的に実施す ることができるとより望ましい)

イ 提言に盛り込む内容

以下の項目に関しては提言に盛り込むものとするが、調査の結果、これら以外の項目につい て盛り込むべきものがある場合は、受託者において提言に積極的に盛り込むことを求める。

・ターゲットに訴求する本市の魅力や強みに加え、今後改善すべき弱みや現状抱えている課題 を提言に盛り込むこと(特に横浜は東京圏に含まれるという地理的特性を踏まえて、国際的 プロモーションにおいて、横浜をどう差別化するか又はアドバンテージを発揮するかについ て検討し提言に生かすこと)

- ・本市が設置する海外事務所や本市ウェブサイトの効果的な活用など、プッシュ・プル型それ ぞれにおける国際プロモーションの強化の方向性を示すこと
- ・国際的な都市ランキングやアワードのうち戦略的に狙うべきもののリストアップやその有効 な活用方法(ランクイン・ランクアップ、入賞に向けて本市のどの要素を伸ばすべきか)に ついて提言に盛り込むこと
- ・中長期的な国際プロモーション強化手法の一つとして、将来的にスタートアップだけでなく、 海外からの企業や投資の更なる呼び込みを図るために、アイコニックなコンベンション開催 の有効性や実現する場合の方策・課題を盛り込むこと
- ・別委託業務実施事業での実施内容及び本業務説明資料7(2)で実施するキックオフ・イベント開催で得られた知見・成果等について提言に盛り込むこと。

(2) 国際プロモーション強化に向けた機運醸成のためのキックオフ・イベントの開催

本市が今後海外活力の呼び込みに向けた取組を強化することを海外に向けて発信し全市的に国際プロモーションを推進していく機運を醸成することを狙いとし、キックオフ・イベントを令和5年2月~3月上旬の間に市内で1回開催する。イベント開催においては、以下の条件を設けるものとするが、具体的な企画立案・集客・運営手法について受託者において効果的と思われるものを提案し、委託者と協議して決定するものとする。

- ・イベント1回の開催期間については、1日間以上とすること
- ・みなとみらい地区内(例:本市の情報発信拠点 GALERIO(ガレリオ)や横浜市役所アトリウム、横浜市市民協働推進センター等)で最低1か所リアル会場を設けること
- ・海外からの参加者を想定して、オンラインによる生中継・参加を可能とするなど
- ・当日のイベントの設営・運営(リアル・オンラインともに)は受託者において実施すること
- ・イベント当日の使用言語は英語を基本とするが、日本語での通訳(同時通訳が望ましい)を 手配すること。また、イベント周知の際、イベント当日及び事後のアーカイブ動画等で必要 な日本語通訳や翻訳(オンライン上も含む)についても受託者において手配をすること
- ・パネルディスカッション等を開催する場合の登壇者等への謝金は、必要に応じて、本事業の 中で受託者から講師に対して支払うこと
- ・実施後、イベントの生中継動画をアーカイブ動画として編集し、SNS等の効果的と思われる媒体を使用してオンライン上に掲載すること(キックオフ・イベントの概要を簡潔にまとめた報告動画の作成など、本イベントの成果についてより効果的に発信できる取組を実施できるとより望ましい)
- ・別委託業務実施事業でネットワーク構築を図るスタートアップ支援機関及び本業務説明資料 7(1)で実施するヒアリング対象者への登壇・参加を図るなど、イベント効果を最大化するための効果的な集客策を実施すること
- ・7(1)で実施する調査内容を踏まえ、脱炭素、SDGs、イノベーション都市、多文化共生又はサーキュラーエコノミーなど、横浜の都市としての総合的な魅力を海外に発信する上で効果的と思われるテーマ等に関連させること(アジア・スマートシティ会議のフォローアップイベント(実施される場合)や海外や市内の関連するイベント等と連携を図り相乗効果を得られるとより望ましい)

8 実施体制·要員

本業務委託における業務従事者は以下の通りとする。

- (1) 本業務委託で実施する、本市の国際プロモーション強化に係る調査・提言、機運醸成のためのキックオフ・イベントの実施について、高度なレベルで遂行可能な実施体制を構築することが望ましい。海外での(との)関連業務経験を十分に有する者を2名以上配置すること。
- (2) 米国、欧州地域のスタートアップ企業、その支援機関及び競争力のある外国人材をターゲットとしたプロモーションを行う上で、直接的・効果的なチャンネルや手段、ネットワークを有していることが望ましい。
- (3) COVID-19 に伴う社会情勢下においても、業務を円滑に遂行できるように、受託者の海外現地事務所がある場合には、本市海外事務所をはじめとする国外の関係者との調整や情報収集を円滑に行えるよう体制を構築すること。特に海外で活躍する企業・人材等にヒアリングの実施及び海外からのキックオフ・イベント参加者の集客等が円滑に行えるように、体制の構築及び人員配置をすること。

9 本業務委託に係る経費

受託者は、オンライン会議システム等に係る費用を積算し、そのうち、本市が必要と認めた費用について本業務委託で負担する。

10 事業計画書及び事業報告書等の提出について

(1) 事業計画書の提出

契約締結後7日以内(年末年始に当たる令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く)に、事業計画書(実施行程及び執行体制表を含む)を委託者へ提出する。これらは、受託者及び委託者が協議の上策定することとする。事業計画書を変更する必要がある場合は、事前に委託者と協議の上、更新版を提出すること。

(2) 事業報告書の提出

業務委託終了後、契約期間中に事業報告書等を作成し、委託者へ提出すること。 委託者による報告書内容の精査のため、履行期限の10日前までに成果品案を提出すること。

(3) その他

受託者は委託者から求めがあった場合には、本業務委託に係る資料を提出すること。

11 成果

本事業の成果は、下記とする。

- ・国際プロモーション強化に係る調査・提言を取りまとめるためのヒアリング相手数 20 者(市内関係者 10 者、海外関係者 10 者)
- ・国際プロモーション強化に係る提言報告書の作成
- ・キックオフ・イベントの開催 1回
- ・キックオフ・イベントのリアル参加者 100人(数日間にわたって開催する場合は延べ人数)
- ・キックオフ・イベントのオンラインでの視聴数(オンライン上にイベント開催後掲載するア

ーカイブ動画の視聴回数も含む) 1万人・回(数日間にわたってライブ配信する場合は延 べ視聴人数を含む)

12 報告書及び納入

収集した情報及び検討結果、成果等をとりまとめ、報告書を作成する。報告書には7 (1)本 市の国際プロモーション強化に係る提案も含める。また、本業務委託において収集・作成した資 料等の一式をわかりやすい関連資料としてまとめる。

なお、報告書に記載される調査内容、図表等について、知的財産権・著作権に係る処理が必要となるときは、受託者において措置すること。また、関係する市内企業等のビジネスの商業上の秘密に該当する情報を報告書に含み、公開がこれら企業等に損害をもたらすと判断される場合は、予め委託者と協議し、まとめ方を決定すること。

企業の技術、商品についての記載がある場合はあらかじめ記載について当該企業からの了承を 書面にて得ること。

- (1)報告書:製本10部
- (2)報告書、関連資料等の電子データ:1式 (DVD-R) (PDF 形式に加え、編集可能な形式のファイルも納入すること。特に、関連資料のうち、図表・グラフに係るデータについては、Excel 形式等により納入すること。)
- (3)納入場所:横浜市国際局国際連携課 (横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎31階)
- (4)納入期限:履行期限(令和5年3月24日(金))まで

13 特記事項

- ・本業務委託の実施に際しては、委託者の趣旨を理解のうえ、適宜十分な協議を行い、その指示 に従うこと。
- ・委託期間中の業務経過全般を把握している現場責任者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- ・業務委託仕様書に定めのない事項を履行する場合、詳細及び内容に疑義を生じた場合、並びに 業務上重要な事項を履行する場合については、あらかじめ委託者と協議し、その指示または承 認を受けること。
- ・本業務委託実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたり、本業務 委託以外で自ら利用し、他に漏らさないこと。ただし、受託者による情報利用が、本業務委託 を通じて支援した市内企業等からの要望に基づくものであり、かつ、委託者の承諾を書面によ り得た場合(受託者が国際プロモーション強化に係る調査・提言内容を踏まえウェブサイトの 構築を継続して行う場合等)を除く。
- ・本業務委託の実施に際しては、業務委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、 個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの関係法令 等を遵守すること。